

がん教育外部講師登録制度（試行）の概要について

1 概要

がん教育外部講師としての活動を希望する医療従事者及びがん経験者について、一定要件を満たす方を名簿登録し、登録名簿を学校等関係者に情報提供する。

（この制度は、情報共有が主であり、県から講師謝金等を措置する事業ではありません）

2 目的

- 学習指導要領に基づく児童生徒の発達段階に応じた「がん教育」を実施する外部講師の確保
- 外部講師を希望したい医療従事者等と外部講師を探したい学校関係者のニーズをマッチ
- がんに対する正しい知識や、がん患者への理解及び命の大切さに対する認識を深めるため、県内学校において、外部講師を積極的に活用したがん教育の推進を図る。

3 実施機関

以下の各機関が連携協力し、運用実施するものとする。

- ・県関係部署（福祉保健部医療政策課、総務部学事振興課、教育庁体育保健課）
- ・各医療機関
- ・NPO法人ピンクリボンながさき
- ・各市町教育委員会及び県内各学校

4 要件・登録手続き等

別添のとおり。ただし、以下の場合を除く。

- ・がん診療連携拠点病院、推進病院、離島中核病院においては、「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」等に基づき、同要件にかかわらず、当該医療圏における学校や職域により依頼があった際は、外部講師の派遣に努める必要があることから、従来どおり、別途、県からリストアップ照会を行い、ご了承いただける方の情報を、登録名簿にも登載。
- ・県体育保健課が実施する「外部講師を活用したがん教育等現代的な健康課題理解推進事業」による外部講師派遣は、従来どおり、別途定められた実施要項等により実施する。

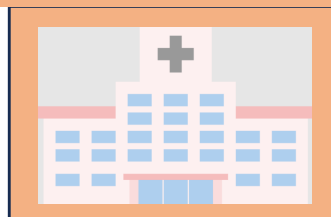
5 開始時期

令和7年8月頃試行開始。試行後、関係者のご意見を踏まえ、正式運用を検討してまいりたい。

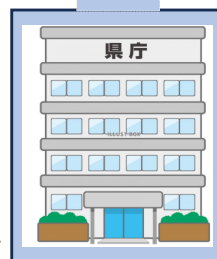
【制度運用の流れ】

(がん診療連携協議会)

医療機関 又は がん経験者



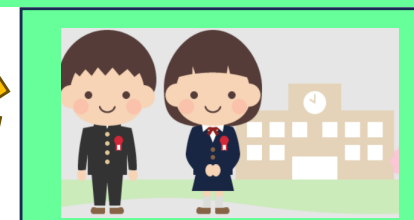
県



医療政策課
体育保健課
学事振興課

(がん対策部会)
(がん教育普及推進協議会)

市町教育委員会・学校



医療機関 又は がん経験者

県

市町教育委員会・学校

登録申請

- ・登録を希望する医療従事者は、院内の調整担当へ申請書を提出する。
- ・医療機関、がん経験者は、県医療政策課へ登録申請を行う。

[医療従事者講師の派遣依頼調整]

学校から派遣依頼連絡を受けた場合

- ・調整担当者は、院内の外部講師登録者と派遣可否について調整し、学校へ返答。

がん教育実施

- ・派遣が決定した外部講師は、学校の希望する授業内容、配慮事項、留意点等について事前に確認、打合わせを行い、学校で授業等を実施する。

申請受理・審査・登録

登録名簿の提供

- ・外部講師及び各病院調整担当者の登録名簿を各所管課から学校へ提供。

[がん経験者の派遣依頼調整]

学校から派遣依頼連絡を受けた場合

- ・医療政策課は、がん経験者の登録者と派遣可否について調整し、学校へ返答。

学校からの実績報告書を受理

登録名簿を受領

- ・外部講師及び各病院調整担当者の登録名簿を受領

名簿の外部講師へ依頼したい場合

- ・各病院の調整担当者(がん経験者講師を希望の場合は県医療政策課)へ連絡し、病院と依頼調整等を行う。

がん教育実施

- ・外部講師と授業内容、配慮事項、留意点等について、事前に打ち合わせ後、授業等実施。(必要に応じ謝金等支払い)

授業等の実績報告書を県へ提出

がん診療連携拠点病院、推進病院、離島中核病院の医療従事者にかかる名簿登録については、別途、医療政策課から依頼を行う。
体育保健課の事業による外部講師派遣については、別途定める実施要項等による。

【外部講師 登録要件】

申請があった医療従事者又はがん経験者で、以下の全ての要件を満たす方を名簿登録する

医療従事者

- 1 必ず（過去または現在で）がん診療に携わっている医療従事者であること。
- 2 別添の教材等にて、登録申請前までに事前に学習していること。
- 3 「長崎県がん教育外部講師候補者登録制度」実施要項を確認し、理解していること。
- 4 登録後、各学校からの要請により、外部講師としてがん教育を実施する場合、以下の留意点を遵守すること。
 - （1）学習指導要領や学校の教育目標に沿う授業又は講演の内容となるよう、授業等の実施前に、実施学校の担当者と十分な打ち合わせを行うこと。
 - （2）児童生徒が、がん患者である場合や、児童生徒の身近にがん患者を持つ場合等があることを踏まえ、対象者へ十分な配慮を行うこと。
 - （3）特定の医療機関、特定の治療法、代替療法、健康食品の推奨や、特定の政治団体、宗教団体の支持を行わないこと。
 - （4）その他、教育委員会や学校から提示される留意点を事前に確認のうえ遵守すること。

がん経験者

- 1 長崎県ピアサポーターに認定され、これまでにピアサポーターとして活動実績があること。
- 2 NPO法人ピンクリボンながさが主催するがん教育教材作成やロールプレイなどの学習会に参加し、研鑽していること。
- 3 がん教育において話す実体験は、個人的な体験の一つであることを十分に説明すること。

その他要件は、医療従事者の要件2～4と同様

【外部講師 登録要件として定める事前学習】

以下に掲げる教材等にて、登録申請前までに事前に学習していること。
なお、(1)～(4)は事前学習を必須とし、(5)～(8)は事前学習が望ましい。

外部講師を活用したがん教育ガイドライン(文部科学省)

学校におけるがん教育の在り方について(文部科学省)

がん教育外部講師のためのe-learning(全国がん患者団体連合会)

がん教育における配慮ガイドライン(全国がん患者団体連合会)

がん教育推進のための教材 補助教材(文部科学省)

日本対がん協会の作成した映像教材等の資料(日本対がん協会)

書籍「学校におけるがん教育の考え方、進め方」(大修館書店)

外部講師を活用したがん教育等現代的な健康課題理解増進事業(県体育保健課)



【医療従事者の手続き】

は、院内の調整担当者

は、外部講師を希望する医療従事者

1 登録申請手続き

医療機関内で、「がん教育の調整窓口となる担当者」（以下、「調整担当者」という）を1名指名する。
（調整担当者の役割）

院内の外部講師を希望する医療従事者のとりまとめ、登録申請及び更新手続、学校からの連絡調整の窓口

外部講師を希望する医療従事者の登録申請

外部講師を希望する医療従事者は、登録要件の全てを充足したことを確認のうえ、登録申請書（様式第1号）、長崎県がん教育外部講師登録名簿（別添1）に必要事項を記入し、院内の調整担当者へ提出

県へ登録申請手続

- 調整担当者は、院内の医療従事者から提出された登録申請書（様式第1号）、長崎県がん教育外部講師登録名簿（別添1）をとりまとめ、医療機関として、外部講師登録推薦書（様式第2号）、調整担当者登録名簿（別添2）を添えて、県医療政策課へ提出。（登録完了後、県から提供された各登録名簿を院内登録者に共有）
- 登録内容に変更が生じた場合は、登録変更届（様式第3号）を県医療政策課へ提出

2 がん教育の実施

学校からの外部講師派遣の依頼受理

- 調整担当者は、学校から外部講師を希望する旨の連絡相談があった場合は、院内の登録者と調整のうえ、学校へ可否を連絡。

授業等の内容について、事前打ち合わせ

- がん教育を行うことが決定した外部講師は、実施学校の担当者と、学校の希望する授業内容、配慮事項、留意点等について事前に十分に確認し、打ち合わせを行う。

外部講師はがん教育を実施

【がん経験者の手続き】

1 登録申請手続き

外部講師を希望するがん経験者の登録申請

- ・希望する県ピアサポーターは、登録要件を全て充足したことを確認のうえ、登録申請書（様式第1号）、長崎県がん教育外部講師登録名簿（別添1）に必要事項を記入し、県医療政策課へ提出
- ・登録内容に変更が生じた場合は、登録変更届（様式第3号）を県医療政策課へ提出

2 がん教育の実施

学校からの外部講師派遣の依頼受理

- ・県医療政策課を通し、学校から、がん経験者外部講師を希望する旨の連絡があった場合は、県へ可否を回答。

授業等の内容について、事前打ち合わせ

- ・がん教育を行うことが決定した外部講師は、実施学校の担当者と、学校の希望する授業内容、配慮事項、留意点等について事前に十分に確認し、打ち合わせを行う。

外部講師はがん教育を実施

- （県ピアサポーターとして加入しているボランティア保険が適用となる活動とする（謝金がある場合を除く））

【学校（市教）の手続き】

1 登録名簿の受理・がん教育の企画調整

県から長崎県がん教育外部講師登録名簿、医療機関の調整担当者名簿を受理

県から登録名簿を受理する

外部講師を活用したがん教育を企画

登録名簿を参考とし、外部講師を活用したがん教育を企画（県からは、講師謝金等の措置はありません）

外部講師を依頼、相談等したい場合

登録名簿を活用し、医療従事者の外部講師を希望したい場合は、登録された医療機関の調整担当者を窓口に関連し調整を行う。（がん経験者の外部講師を希望したい場合は県医療政策課が連絡窓口です）

2 がん教育の実施

授業等の内容について、事前打ち合わせ

・医療機関と調整後、医療機関から外部講師決定の連絡（がん経験者の場合は県から連絡）があったら、外部講師と、学校の希望する授業内容、配慮事項、留意点等について事前に打ち合わせを行う。

がん教育実施

（必要に応じて、講師謝金等の支出）

がん教育実施報告書を県に提出

・様式第4号（県電子申請システム）により県へ、実施したがん教育の概要を報告する。

県内の「がん教育」の推進に、ご理解、ご協力の程、どうぞよろしくお願いいたします。

